

第125回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日 時：令和4年6月23日(木)15:00～17:00

2 場 所：中央合同庁舎第2号館 第2特別会議室 (Web会議併用)

3 出席者 (敬称略)

座 長 江利川 毅

小野 勝久 (Web)

梶田 信一郎

齋藤 誠 (Web)

榊原 一夫

高橋 滋

南 砂

(総務省) 行政評価局長 清水 正博

行政相談企画課長 大槻 大輔

行政相談管理官 高橋 喜義

企画官 大塚 正高

4 議 題

(1) 審議案件

新型コロナウイルス感染症対策に伴う入国規制で受験できなかった介護福祉士国家試験の受験料の返還について (新規案件)

(2) 報告案件

① 出入国年月日の確認を要する手続の簡素化についてー顔認証ゲートにおける証印 (スタンプ) の省略に伴う負担軽減ー (第 120 回、第 121 回、第 122 回及び第 124 回付議案件)

② 全国通訳案内士の業務において旧姓の使用を認めてほしい (第 122 回、第 123 回及び第 124 回付議案件)

5 議事概要

(1) 審議案件（新規案件）

新型コロナウイルス感染症対策に伴う入国規制で受験できなかった介護福祉士国家試験の受験料の返還について（新規案件）

事務局から、資料に基づき案件の内容の説明が行われた後、案件の検討が行われた。出席者の主な意見等は以下のとおり。

（梶田委員）

今需要の説明があったのですが、今回の相談のような問題というのはこれ以外にもかなりの数発生しているのかどうか。もう一つは、この社会福祉士及び介護福祉士法9条2項の解釈あるいは運用の問題だと思いますが、医療関係職についてもこれと同じような規定があるのでしょうか。それとも規定が違っているのでしょうか。

（事務局）

まずこの種の行政相談が他にあるのかどうかのお尋ねにつきましては、これに関しましては本件が初めてでございます。他にこの手のものがあったという記録はございません。今後はこのような相談が増えてくる可能性はあるのかと思っております。

（梶田委員）

厚生労働省サイドにもこのような相談が寄せられたというのも、聞いていないということでしょうか。

（事務局）

厚生労働省の方で、この種の相談を受け付けているかどうかについては、まだ確認いたしておりません。

2点目のご質問でございますが、ここで例を挙げました医師法に関してみますと、省令レベルまででは、返還しないという規定はございません。詳細は大臣告示で定めるとされておりまして、昨年令和3年7月1日に出ました大臣告示の中では、「受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない」というふうに、医師国家試験の施行に関する告示の中では定められております。

（梶田委員）

ということは、法令レベルではこういう規定は書かれていないということですね。その都度、告示か何かで定めていくということですね。

（事務局）

はい、法令レベルでは定めていないということでございます。

（高橋委員）

事前に、実習があるので、こういうことは医療職とは違って想定していないんだというご説明がありました。そこで、この方は、台湾にいらっしゃるの、実習はどうなんだと

いう話をお聞きしたところ、厚生労働省自体が、実習をオンラインでやっても良いという見解であったという話をお聞きしました。そうすると、厚生労働省自身が実習はオンラインで良いと言った以上、実習が必要であるので想定していないというのは少し矛盾しているのではと思っています。法令との整合性はあると思うのですが、これは超法規的な話です。コロナの話はですね。と思ひまして、そのような意味でも、これ自体は、厚生労働省に対して真剣に返還、今後どうするかということになるかと思いますが、こういう場合について返還することはあり得べしという点をご検討いただくのが良いと思っております。(榊原委員)

外国から入国して受験することは想定していないということが一つの理由として挙げられていましたが、2ページの比較表を拝見しますと、③で、介護福祉士についても、外国から来て受験することを想定した記載がありますので、理由としては整合的ではないと思ひました。合理的な差別をする理由もないので、認めてあげるのが良いのではないかと思ひた次第です。ただ、梶田委員もおっしゃった点ですが、法律で、「受験手数料は、受験しない場合には返還しない」という規定がありますので、この法律の規定に反して返還できる根拠が何なのかという点が、やはり問題になると思ひます。法律の規定に反して返還するというのであれば、理屈が必要だろうと思ひます。ただ既に、法律の規定に反して特例を認めるという運用がなされているということですから、法律の規定との整合性をどう図るのかというところを悩んでいるところではあります。

(江利川座長)

法律上は、受験手数料は返還しないということになっていて、例外的にコロナ関係ということで特例を設けたわけですが、その根拠について何か厚生労働省から聞いていますか。本来、例外であれば、法律上措置しないといけない話なわけではあります。

(事務局)

まだ確認しておりません。

(江利川座長)

その点は確認事項の一つに入れておいてください。

(梶田委員)

資料の3ページの中で、「9条2項において…とされており、従来、本人に帰責性があるか否か問わず、一切返還を認めていなかった。」とありますが、これは運用の話なのか、それとも法令上このように解釈するという話なのでしょう。だとすれば、今回、この4ケースが返還を認めているということであれば解釈を変更したのかということになります。

そもそも、本人の事情でということではなくて、今回のようにむしろ本人に試験を受けさせない、感染が広がるから受けさせないとか、このケースのようにそもそも入国させないということで、本人にそういうことをあらかじめ予想してちゃんとやっておけると言えるかもしれませんが、一般的には無理な話です。本人の事情ではなくて、やはり国なり試

験機関サイドでそのような措置を採った結果、受験できなかったというようなケースについてまで返還しないというふうに読むのかという話もあります。その解釈は従来どうしているのかを聞いた上での話かと思いますが、まあいろんな考え方があり得るのかなとは思いますが。

(榊原委員)

解釈上なんとかならないのかと考えますと、「これを納付した者が社会福祉士試験を受けない場合」というのは「自己の意思で」というふうに読み込めないかと思います。本人の意思によらない場合はこれに当たらないというような解釈ができれば、その辺りのところはクリアできると考えられないかなと思います。

(江利川座長)

試験を実施する主体の方がこれは制限したいと思ったと。実施主体側の判断が法令上どのような位置付けになっているのかは整理してもらう必要があると思います。

(小野委員)

受験しようという本人の意思はお持ちなわけですが、ビザが発給されないという国の事情があるわけですので、法律の建て付けを抜きにしても、受験しようと思おうと日本に行こうと思っただけで入れないという心情的なことを含めて、ここは合理的な何らかの理由を考えて、返還してあげるべきかなと思った次第です。

(江利川座長)

今まで出てきた意見を総合すると、基本的に、この制度は、厚生労働省の担当部局では実習を伴うものだから当然国内にいるはずだという前提に立っていて、オンラインでの実習を認めるということも、恐らく想定していたのは国内であったのだらうと思います。でも、オンラインなら、海外の場合にも適用し得る、そういう可能性が出てきます。そして、国内で実習を積んでいる人が受けるはずだから国内にいるはずだという担当部局の当初の前提が当てはまらないケースが出てきたということです。そもそも前提の作り方が正しかったのかという論点がありますね。一方、海外から受ける人が必ずしもレアケースと言えない制度については、入国制限の場合も返還の対象としているということですので、そのバランスからいって、そういうことまでは想定していなかったということに説得性があるのかどうか、大いに考え直してもらうのかなという感じがいたします。事務局として、この先の進め方はどのように考えていますか。

(事務局)

私どもも、今回の措置に合理性があるのかないのかという点から考えたときに、厚生労働省は介護福祉士の件に関しては、想定している、していないというふうな考え方を申しておりますけれど、それは本来であれば、想定していてもよかったのではないかという考え方でございます。従いまして、現時点はコロナもかなり収束してきていますし、入国制限は解除されているということではありますけれども、今後またどのような事態が起きるか分かりませんので、やはり将来を見据えた時に、今までのような考え方では駄目なの

ではないかと思っております。是非とも今後に向けた改善方策について厚生労働省とやり取りしてみたいと思っております。

(江利川座長)

私の感じですが、一つは返還という例外を認めた根拠は何かということを中心に詰めてもらう。そして、例外の中身について配慮は十分であったかという問題がありますね。それはオンラインでの実習体験を認めるとか、少し普通より変わったことが増えているわけですので、そういった現状を踏まえて配慮が十分であったのかと。それから、他制度とのバランスということがあります。この問題について、私は、今後の問題だけではなくて、今回のこのケースについてもきちんと考える必要があるのではと思います。今日この会議で出てきた意見を厚生労働省に伝えていただいて、今後についての整理はもちろんのことではありますが、今回のこのケースについても、厚生労働省の担当者の方が想定していれば入れ込めたわけですから、非常にレアケースかもしれないけれど、想定していなかったことをないからということで駄目になるのか、特例に向けた考え方、趣旨を広げていけば今回のケースについても救うべきということになるのか、そういう可能性もある気もしますので、そこも含めて、推進会議の各先生方の意見を伝えてください。このケースも含めて善後策、どんなことが考えられるか、それを聞いていただければと思います。その上で、次回でご報告していただくということではいかがでしょうか。

(齋藤委員)

今の点全く賛成なのですが、本件についての救済については、既に先ほどもお話にありましたように、介護福祉士の特例の③で海外からの入国も想定していたわけですから、その点との平仄をぜひともお考えいただきたいということを、事務局の方から再度ご指摘いただければと思います。もちろん医療関係職種との比較もありますけれども、③を想定しているのであれば、オンライン受講とか、あるいは何らかの事情で海外に一度出るということもあり得ますので。

(江利川座長)

今の齋藤先生のお話、先ほどの議論もありましたが、この点も含めてお伝えいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(2) 報告案件

出入国年月日の確認を要する手続の簡素化について—顔認証ゲートにおける証印(スタンプ)の省略に伴う負担軽減—(第120回、第121回、第122回及び第124回付議案件)

事務局から、資料に基づき、審議結果の公表案の説明が行われた。出席者の主な意見等は以下のとおり。

(江利川座長)

報告案件1は空港の顔認証ゲートとなりますが、その関係につきまして、その後どんな状況になっているのか、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料2をご覧ください。これは以前よりご議論いただいております顔認証ゲートの案件でございますが、前回の推進会議において、まず短期的な措置として、制度の周知ですとか、あるいは、注意喚起、こういったものが必要ではないか、というお話がございました。

これに関しましては、関係省庁として、出入国在留管理庁、それから、外務省に対しまして、改善措置を依頼し、具体的に措置がなされることとなりました。

それと、前回の会議の席上で、短期的には周知の徹底で、中長期的な措置として、今後、マイナンバーの活用を考えた形で対応できないだろうかというお話を頂戴いたしました。これに関しましては、デジタル庁に話をいたしまして、デジタル庁に将来の活用に関して、現状はどうなっているのか、そして、今後の課題は何なのかということについての情報を、まずは共有させていただきました。

短期的なものも中長期的なものも、今後、言いつばなしでなく、こちらとしてもタイミングを見計らって、その後の状況を確認してまいりたいと思っております。

そういった関係省庁との調整、事実確認等が終了しましたので、全体を通しまして、お手元にお配りしております資料2の形で、本日ご了解をいただければ、近々に公表させていただきたいと思っております。

(江利川委員)

資料2の中身について、例えば付け加えるものがあるかないとか、表現の仕方とか特にご意見がありましたら、お願いします。

この案件については、この推進会議におきましても、とりあえず当面、外務省等でのいろいろ、在外公館も含めて、措置をしてもらうとか、事実上の周知についてさらに工夫するとかそういうことと、先々の話などここで議論したことを網羅的に書かれているかと思えます。なお付け加えることとか、あるいは書き方について工夫することとかがありましたら、お願いします。

(小野委員)

結構だと思います。前から出ておりましたマイナンバーの活用を織り込んだのも結構なことと思って、読ませていただきました。これでよろしいと思っております。

(江利川委員)

そうですか。ありがとうございます。ほかの先生いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この中身で周知を図っていただくことでよろしくをお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。

全国通訳案内士の業務において旧姓の使用を認めてほしい（第 122 回、第 123 回及び第 124 回付議案件）

事務局から、通訳案内士個人からの意見聴取結果などについての説明が行われた。出席者の主な意見等は以下のとおり。

（事務局）

前回の会議におきまして、登録証に旧姓が併記されていることについて、必要があるのかどうか、あるいは、旧姓のみとすることについて、どのくらいニーズがあるのかについて、確認が必要とのご指摘がございました。これを踏まえまして、事務局では、全国通訳案内士の業界団体ですとか、あるいは旧姓併記で登録しております通訳案内士個人に意見を聞いてまいりました。

その結果、現に業務上は、旧姓が使用できております。また、登録証が旧姓併記であることによって、これまで業務上の支障や不都合が生じたことはないという意見が多く聞かれたところでございます。

ニーズの関係で申しますと、各種の事務手続を行う際に、登録証が旧姓併記となっていることで、氏名の一致が証明できるといったことから、登録証は旧姓併記の方が便利だすというような意見がありまして、旧姓のみにしてほしいという意見は聞かれませんでした。

かえって、都道府県の中には、登録証を旧姓のみの表記とした場合の支障が聞かれました。これは都道府県ごとに、独自の登録システムが整備されているため、仮に旧姓のみの表記とした形で、登録証を打ち出すというようなことにした場合には、かなり大幅な改修ですとか、あるいは仕様の変更が必要になるという意見がございました。

以上を勘案いたしますと、現時点で観光庁に対して、登録証を旧姓のみの表記とするよう対応を求めることは、やや難しいと考えております。

一方で、これまで会議でご議論のありましたとおり、通訳案内士登録情報検索サービスでの氏名が旧姓併記で入力されている場合、旧姓の入力方法によっては、検索しても該当しない、いわゆるヒットしない、というような場合があることが指摘されています。また、旧姓のみで検索しても確実にヒットするようにしてほしいという具体的意見もございませぬから、この観光庁が整備しております検索サービスシステムの運用改善、具体的には旧姓併記の際の入力のルールの一統を図るというような運用の改善を、観光庁に対して求めてまいりたいと思っております。

このあたり、観光庁と議論して詰めた上で、できましたら、次回の 9 月の会議において、その対応結果までご報告できるようにしてまいりたいと考えております。以上でございます。

(江利川座長)

今の事務局の説明ですと、旧姓のみ・旧姓併記についての需要の実態、事務手続上の問題点などを踏まえて、当面は、通訳案内士登録情報検索サービスについて、旧姓で検索できるように運用の改善を図ってもらう。そういう希望がある人には対応できるようにしてもらうということですね。それから、入力上のルールについて、各県ごとにバラバラになっているのを、統一を図ってもらう。その二つを求めて、直接、旧姓での使用まではいかないけれど、旧姓に絡むことについての改善を求めるといようなことですね。そういう方針のご説明がありました。

ただいまの説明につきまして、ご意見などがありましたらお願いします。

(高橋委員)

私は元々、この人にシンパシーを持っていました。ただ、いろいろな方の意見を聞かせていただいたら、今、座長がおっしゃったように、全体のニーズには合っていないところがあるようです。よって、事務局の方針でよろしいのではないかと思います。

(南委員)

私も、女性のいろいろな声を聞いてはいるつもりですが、これまで、どうしても旧姓だけという声はあんまり聞いたことがなくて、それぞれの事情もあるかもしれませんが、世の中全体の大方のニーズを考えると、この方針でよろしいのではないかなと思います。

(齋藤委員)

やはりニーズという点では旧姓についても、検索が容易になれば一歩前進だと思いますので、事務局の提案に沿って、お進みいただければと思いますが。

(江利川座長)

それでは事務局の進め方で、みなさんよろしいというご意見のようですので、それで進めて、次回報告をお願いします。

以 上